

# 令和5年第1回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年1月25日(水) 15時00分
招集の場所	日進市役所 南庁舎第5会議室
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 岡田 剛 津田 卓也

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号          議案第2号          議案第3号            議案第4号          専決第1号          専決第2号          専決第3号</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について          農地法第5条第1項の規定による許可申請について          生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について            農業経営改善計画書について（別冊）          農地法第3条の3第1項の規定による届出について          農地法第5条第1項第7号の規定による届出について          農地法第18条第6項の規定による通知について</p>
-------------	--	---

<p>開会</p> <p>(14:57)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和5年第1回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和5年第1回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に2番の尾関洋子委員と、3番の萩野淑子委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、香久山南の交差点から南に約110メートルに位置する農地で、地目現況は畑で、果樹を栽培しており、面積は251㎡です。</p> <p>申請者は、今回の申請地の南側の農地を所有しており営農をしていますが、申請地の所有者は現在、東京都に居住しており農地の管理ができないため、申請者が譲り受け、一体で管理をするため、申請に至ったものです。</p> <p>農業用機械は、トラクター・コンバイン等を借用しています。</p> <p>申請地では、果樹の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第7号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第2号を上程。</p> <p>1番、2番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は日進東中学校から北に約160メートルの位</p>
--	--

	<p>置に所在し、地目は宅地と畑、現況は畑で、面積は2筆合計で654㎡です。</p> <p>申請者は、次回の統一地方選挙において日進市市議会議員選挙に立候補を予定しており、選挙期間中及び準備期間の後援会事務所及び駐車場として一時的に利用するため申請に至ったものです。</p> <p>申請者の自宅敷地内での開設を検討しましたが、開設する余地がなく、土地選定をしていたところ、申請地の所有者より申請地を利用しても良いとの承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>なお、選挙終了後は令和5年5月1日から令和5年5月31日までに農地に復元する計画となっております。</p> <p>排水については、浸透枳を設置し、周囲の農地に対する影響がないようになっております。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、2番の案件について説明します。</p> <p>三本木大根の交差点から南に約280メートルの位置に所在し、地目・現況は畑で、面積は212㎡です。</p> <p>申請者は現在、名古屋市に夫と二人で居住していますが、手狭になっているため住宅の建築を計画したのになります。</p> <p>申請者夫婦に自己所有地はなく、両親に相談したところ父が所有する申請地を利用しても良いとの承諾を得ることができ、実家にも近く今後高齢となる両親の生活の手助けをするためにも最適なため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の既設水路に排水するため、周囲の農地に対する影響もないと思われれます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p>
--	---

	議長	<p>第2号から5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p>
	委員	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	事務局	<p>1番と2番について、現況は耕作されているか。</p>
	議長	<p>保全管理です。</p>
	議長	<p>他に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
	議長	<p>(挙手全員)</p>
	事務局	<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
	事務局	<p>議案第3号を上程。</p>
	事務局	<p>1番、2番、3番の案件について事務局に説明を求める。</p>
	事務局	<p>1番の申請について説明します。</p>
	事務局	<p>申請地は、米野木駅から北に約750mの位置に所在する6筆になります。</p>
	事務局	<p>この生産緑地は、米野木町に居住する申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、故障により農作業ができない旨の医師の診断書が出ています。</p>
	事務局	<p>故障による解除を見据えての申請ですが、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p>
	事務局	<p>続きまして2番の申請について説明します。</p>
	事務局	<p>申請地は、野方三ツ池公園から南に約80メートルの位置に所在しています。</p>
	事務局	<p>この生産緑地は、野方町に居住する申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、故障により農作業できない旨の医師の診断書が出されています。</p>
	事務局	<p>故障による解除を見据えての申請ですが、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することに問題はないと思われます。</p>
	事務局	<p>続きまして3番の申請について説明します。</p>
	事務局	<p>申請地は、野方三ツ池公園から南西に約170メートルの位置に所在しています。</p>

		<p>この生産緑地は浅田町に居住する申請者が主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが故障により農作業ができない旨の医師の診断書が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p>
議長		<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員		<p>議案第2号と同じ質問になるが、現況は耕作されているのか。</p>
事務局		<p>1番と3番については、耕作されています。</p> <p>2番は保全管理です。</p>
委員		<p>1番の方の年齢はいくつか。故障内容は何か。1人で耕作しているのか。</p>
事務局		<p>〇〇歳です。故障内容は〇〇です。主たる従事者が申請者であったということです。</p>
委員		<p>2番目の人の故障原因は何か。もっと具体的な説明が欲しい。</p>
事務局		<p>〇〇です。</p>
委員		<p>それだけでいいのか。辞めるための口実だと思う。解除はそんなに簡単か。</p>
事務局		<p>農作業に従事するのが困難だという医師の判断です。</p>
委員		<p>3番の人の故障理由は何か。</p>
事務局		<p>〇〇です。</p>
委員		<p>故障といっても幅が広いので、年齢と病名は報告して欲しい。</p>
委員		<p>2番と3番の方は、他に生産緑地を所有していないのか。</p>
事務局		<p>ありません。</p>
議長		<p>他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第4号を上程。</p> <p>農業経営改善計画書について事務局に説明を求める。</p>

事務局	<p>議案第4号の案件について説明します。</p> <p>まず、農業経営改善計画の認定について説明します。</p> <p>農業経営改善計画の認定とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項において、市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを市町村に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとされています。</p> <p>この認定を受けることにより、認定農業者になることができます。</p> <p>そして、この認定にあたっては、前述の基盤強化法第12条第4項に「同意市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。①基本構想に照らし適切なものであること。②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。③その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。」とあり、日進市の策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に合致する計画であるかというのがポイントになります。</p> <p>今回は、2件の計画書の提出がありますので、順にご説明いたします。</p> <p>1件目につきましては、現在もすでに認定農業者であります。前回の認定から間もなく5年が経過し、この令和5年3月31日で認定の期限が満了するために、認定の更新するために申請されたものになります。</p> <p>計画の内容について簡単に説明いたします。</p> <p>平成19年に法人設立後、平成20年1月に認定農業者となりました。今回3回目の更新になります。</p> <p>主の営農類型は、稲作です。地域内の利用権設定地にて水稻・麦・露地野菜の作付けに取り組んでいます。</p> <p>水稻作付面積を約68haから80haへ目標設定します。麦の作付けも現状2.6haから10haを目標設定値とし、それぞれ生産規模の拡大に取り組みます。</p> <p>水稻作業の効率化のため、密苗を使用し、専用田植え機を導入するなど低コスト化、労力軽減に取り組むこととし</p>
-----	---

	議長	<p>ています。また、効率的農作業を進めるため、農地の集約化を市やJAとともに取組むこととしています。</p> <p>今後も、作業機の導入によりいっそう水稻に加え麦の作付けにも取組み、それぞれの作付面積を増やし、生産拡大を図る目標となっています。</p> <p>次に、2件目につきましては新規認定案件になります。2件目の方は、平成27年にアグリスクールを受講しながら、自然薯栽培に取組み、平成29年には有機栽培に取組む認定新規就農者となりました。現在の経営状況は折戸町と野方町を中心に約2haの農地を経営しています。</p> <p>今後の更なる規模拡大と、その設備投資の際の制度資金の活用も視野にいて、今回、認定の申請に至ったものです。</p> <p>それでは、計画の内容について簡単に説明いたします。営農類型は、これまでの野菜中心に加え水稻作付も行う複合的経営になります。</p> <p>農業経営の現状において、一人あたり年間2000時間を大きく超える従事時間である為、経営管理や広報への時間がとれていない状況を改善するため、目標では一人あたり2000時間に設定します。</p> <p>農業経営の規模拡大に関する現状ですが、各品目を生産継続し、水稻作付規模の拡大を進めることとしています。</p> <p>圃場の整備を行い反収をあげ、機械化を進める目標としています。現状取組む有機野菜のブランド化に取り組みます。機械導入による作業効率化を図るため、制度資金の活用を図ることとしています。</p> <p>今後は、有機農業の取組をさらに進めるため、有機JAS認証を受けた生産物の広報活動や販路拡大を目指すことで安定した農業経営を目指すものとなっています。</p> <p>いずれの農業経営改善計画も、日進市の基本構想に照らし、適切なものと判断され、今後もさらなる成長と規模拡大が期待できると考えており、認定農業者に認定することに支障はないものと思われま。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め。</p>
--	----	--

委員	作付面積と経営面積合計が合わないのは何故か。
事務局	水稲と麦で耕作地が重複しているものと思われます。
委員	認定農業者に認めてくれという話だと思うが、2件目の方は今までは違うのか。
事務局	今は違います。
委員	収入に縛りはなかったか。
事務局	これからの目標を設定するもので、所得400万円が目標となります。市の基本構想に基づいた目標です。
委員	2件目の申請に複合経営とあるが、いわゆる6次産業化まで想定されているという意味か。
事務局	様式上、単独で売上が8割を超えるものがなければ、複合経営にチェックするものとなっています
委員	1件目の申請は複数チェックあるがどういう意味か
事務局	1件目の申請は、豊明市と合わせて広域での認定になるもので、愛知県知事あてになっています。2件目の申請は日進市長宛になっています。確認する機関が違う関係で、記載方法が異なってしまっていますので確認いたします。
委員	加工品等の販売をされているのかと思っただけです。
事務局	加工品は現状はやられていません。通販などを行っています。
委員	県の許可になるものかもしれないが、日進市は日進市で確認された方がいいと思います。
議長	他に意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)
議長	議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
事務局	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)
	専決1号 3条届出 9件
	専決2号 5条届出 2件
	専決3号 18条通知 4件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。
委員	専決1号についてですが、長野県の方、四日市の方が相続しますが、現在の状況や今後の指導はありますか。
事務局	長野県の方については、相続者の意向は確認できていま

	<p>せん。その他の方については、管理する者がいると聞いています。</p>
委員	<p>相続して管理できない人には住所が分かるのであれば</p>
事務局	<p>郵便で何か対応するといいいのではないか。</p>
事務局	<p>いったいどうやって管理するのかという状況があれば、</p>
委員	<p>事前に対応した方がいいということですね。</p>
委員	<p>なにか紙を送ってあげるといい。今後、相続で県外の方が</p>
委員	<p>所有するケースが沢山でてくると思います。</p>
委員	<p>相続がされる時に、荒らされないように、年に何回保全</p>
委員	<p>管理しなければいけない等の規定をつくって欲しい。</p>
事務局	<p>文章だとやらないだろうな。</p>
事務局	<p>現状、耕作放棄で荒れた状況にあると指導している。予</p>
委員	<p>防も出来るようになるという。</p>
委員	<p>毎年、農地パトロールに行くがいつも同じ所が荒れてい</p>
委員	<p>る。進歩がない。そうならないように予防に繋がるような</p>
委員	<p>対策が必要だ。</p>
委員	<p>処分がしたいということであれば次の農業者に渡せる</p>
委員	<p>ような施策があるという。小松市がやっていると聞いた。</p>
委員	<p>その辺のところを、農業委員として、議会や市長にお願い</p>
委員	<p>をすることを考えている。</p>
議長	<p>その他の連絡事項について事務局に報告を求める。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の農業委員会</li> </ul>
事務局	<p>令和5年2月27日(月)</p>
事務局	<p>午後3時 本庁舎第1会議室)</p>
議長	<p>全議案の終了及び閉会について宣言</p>
議長	<p>(15:55)</p>